主

原判決を破棄する。

被告人三名を各罰金二万円に処する。

被告人三名において、右罰金を完納することができないときは、金一〇〇〇円を一日に換算した期間その被告人を労役場に留置する。

原審における訴訟費用は全部被告人三名の連帯負担とする。

理由

本件各控訴の趣意は検察官検事伊藤榮樹作成名義、弁護人杉本昌純、同石川礼子、同川島仟太郎連名提出の各控訴趣意書に記載されたとおりであり、これに対する各答弁は弁護人杉本昌純ほか二名連名の答弁書、検察官検事堀賢治作成名義の答弁書のとおりであるからここにこれらを引用する。

検察官の控訴趣意について。

、でででは、 でででである。 でででするに、できるに、 でででするに、できるに、 でででするに、できるに、 でででするに、できるに、 でででするに、できるに、 ででできるに、できるに、 ででできるに、できるに、 ででできるに、ででできるに、 でででできるに、 でででできるに、 でででできるに、 でででできるに、 でででできるに、 でででできるに、 ででできるに、 ででできるに、 ででできるに、 ででできるに、 でできるに、 でできる。 でできる。 でできるに、 でできるに、 でできる。 できるに、 でできる。 できるに、 できる。 できるに、 できるに、 できるに、 できる。 できるに、 できる。 できる。

他方本条例による規制の対象は、道路その他公共の場所における集会若しくは集団行進および場所のいかんにかかわりのない集団示威運動(以下集団行動という)であつて、学生、生徒等の遠足、修学旅行、体育、競技および冠婚葬祭等の慣例的行事をのぞく(本条例一条本文及び但書)ものである。かかる集団行動は、通常一般大衆ないし当局に対し、政治、経済、労働問題等に関する思想、主張等を訴えより、とするものであり、かような集団行動特に集団行進および集団示威運動による思想、主張等の表現は、単なる言論、出版等によるものとは異なり、多数人の身体的行動を伴う表現の形態であり、多数人の集合体自体のカ―一種の潜在的物理カ―によって支持されていることを特徴とするものである(昭和三五年七月二〇日最高大法廷判決、刑集一四巻九号一二四三頁参照)。本条例一条但書によつて学生、生

徒等の遠足、修学旅行、体育、競技及び冠婚葬祭等の慣例的行事が道路における行進であるのに本条例の適用から除外されたのは、それらがいずれも前記の特徴つまり集団の潜在的物理力を背景として政治、経済、労働問題等に関する何らかの思想、主張等を表現するために行われるものではないからである。

次に本条例による規制の趣旨、目的を見ると、前記の如く、集団行動特に道路における集団行進及び集団示威運動は、多数人の身体的行動を伴う表現の形態をあると、平穏かつ秩序正しく行なわるためには、地域住民及び滞在者らを防止して行なわれない場合によって、公安を阻害する危険があるところから不測の事態の発生を動いまために、本条例は、その三条ないし五条において、公安をして、その大きないとされることとは、そのを取消のの必要があるととし、条件に違反して行め、警告をののよりに対して、条件に違反して行め、管告をであるととは、その他その違ととし、条件に違反して行め、管告を所見とのであるとともに、条件に違反して行める主任であるととができる」ことと響を見して、おれた場合に対した。というであるとともに、条件に違反してがある主任である。というである。

は集団示威運動の秩序保持に関する事項」、五号の「夜間の静ひつ保持に関する事項」等についても公安委員会の許可に必要な条件をつけることができるとされてい

ることからも裏付けられているところである。このように考えてくると本件の集団示威運動の許可条件として付されている「だで進をしないこと」という条件は、道路交通法七七条三項によつても付するのとという条件は、道路交通法七七条三項に従つても付するのでといる。本条例三条一項但書三号の前記の趣旨、目的に従つて付されたものである、警察のおもむくところ、警察ののおもむくところ、警察ののおもできるおそれの第ることに関し、付近住民の住居、営業等の平穏、安全をも侵害するおそれの第ることが本件においても例証されているように、その条件付与の趣旨、目的他交通の通行方法に関する事項を規制し、道路における危険を防止し、その他交通の通行方法に関する事項を規制し、道路における危険を防止し、その他交通のよび円滑を図ることに止まるものではなく、さらに集団行動の非理性化にいるの表はである。

一、道路交通法七七条一項四号、三項、一九条一項一三号と本条例三条一項但書、五条とは、その規制の趣旨、目的ないし保護法益におって前に抵触はないのである。したがつてと明らかである。またがつており両者の間に抵触はないのである。したがつてと明らかである。また、本件集団示威運動が本条例の規制対象であると同時に、それが道路であるとれる。また、本件集団示威運動が本条例の規制対象であると同時に、「街頭行進」にあるまた、本道路交通法の規制対象でもあるとして掲制の趣旨、の公共の安があるとした場合の表示を観点に立ち、他方は地域社会の公共の安があるといるである。と観点に立ち、他方は地域社会の会があるとにが行いた。と観点に立ち、他方は地域社会の会がのと明されるものと解するのが相当である。

しかるに原判決が、本件集団示威運動について、「だ行進をしないこと」という同条例三条一項但書三号の「交通秩序維持に関する事項」に関して付された条件のような同一文言による禁止事項が本条例によつても道路交通法によつても可能なので、しかも「だ行進をしないこと」というような具体的な道路の通行方法に関するで、しかも「だ行進をしないこと」というような具体的な道路の通行方法に関するには、両者の規制の趣旨、目的が異なると解するのは相当での条件以下の看のと解するには、法律が効力において条例に優るから、本条例五条の「一九条中区のであるには禁錮又は五万円以下の罰金」という刑は、道路交通法一一九条であり、刑種も禁錮刑を選択することも許されないものを選択することを解すべきであり、刑種も禁錮刑を選択することも許されないものであるといわなければならない。

が結局原判決は、本条例三条一項但書三号、五条の解釈適用を誤つたものであり、 これが判決に影響を及ぼすこと明らかであるから、この点で破棄を免れない。論旨 は理由がある。

弁護人の控訴趣意中、

第一点について。

論旨は、要するに、本条例三条一項但書三号の「交通秩序維持に関する事項」の関係では、本条例による保護法益である「公共の安全」の重大な障害ないし危機不可ない。本条例による保護法益である「公共の要全」の重大な障害ないもの地である。は「道路における交通の著しい渋滞、交通混乱」でしかありるであり、方道路における危険を防止しるが、大田の大田の地であるがら、本条例三条一項四号、五条は道路交通法七七条一項の表に対してあるがら、本条例三条一項但書三号、五条は道路交通法七七条一項しまである。に対して法律の範囲を超えてのに、大田の場合本条の場合本条のであるにおいて法律の範囲を超えてのに、大田の場合を表し、大田の場合を表し、大田の場合を表し、大田の場合を表し、大田の場合を表し、大田の場合を表し、大田の場合を表し、大田の場合を表し、大田の表に関する。大田の場合を表し、大田のまである。

令適用の誤りがある、というのである。 しかし、本条例三条一項但書三号、五条は道路交通法七七条一項四号、三項、一 一九条一項一三号に何ら抵触せず、地方自治法一四条一項、憲法九四条に何ら違反 しないことは、すでに検察官の控訴趣意に対する判断において明らかにしたとおり であるから、論旨は理由がない。

第二点について。

論旨は、要するに (一) 本条例三条一項および三項の趣旨、文言等からみる と、本条例は当該地方の公共の安寧(住民の生命、身体、自由、財産等の安全福 祉)を保持することを目的とし、かつ、表現の自由としての集団行動と公共の安寧 保持のための集団行動に対する制約との限界を「公共の安寧に対する直接かつ明白 な危険の発生」に求めていることが明らかであり、このことは本条例四条による強 制措置等の警察権限の発動に対しても「公共の秩序を保持するため」という要件を付していること、また現に本条例三条一項但書各号で付される許可条件のうちに は、必ずしも右の公共の安寧保持と直接関係のないものもあつて、許可条件違反の 集団行動であつても、付された許可条件の内容、行動態様の如何によつては当然に は本条例の保護法益である公共の安寧に対する危険が発生しない場合もあり、この 場合にも一様に本条例五条をもつて罰するのは憲法二一条に違反する結果になるこ と等からも結論づけられるから、都条例三条一項但書三号の許可条件に違反し同五 条に該当する罪は公共の安寧に対する直接かつ明白な危険の発生が不可欠の構成要 件要素とされる具体的危険犯であり、本件集団示威運動によつて右の危険の発生が あつたと認めることは不可能であるから、被告人らの本件所為は本条例三条一項但書三号、五条に該当しないのに、原判決が右罰条該当の罪には石のような危険の発 生を要するものではないとして被告人らを有罪としたのは該当罰条の解釈適用を誤 り、ひいては本件の具体的危険性の不存在について事実誤認をしている、 件集団示威運動の目的、動機、組合運動としての正当性、いわゆる安保条約自動延 長をひかえた時期の重大性、集団示威運動の全過程、全状況等の諸情況からみて、 本件集団運動中のわずか数分間のだ行進には可罰的違法性はないのに、原判決が被 告人らを有罪としたのは判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認ないし法令 適用の誤りをしている、というのである。 よつて考えてみるのに、

本条例三条一項但書三号によつて付される集団行動の許可条 〈要旨第二〉(一) 件は、その付与の権限を公安委員会に託す</要旨第二>る等集団行動による表現の自 由の行使を尊重しながらも、他面集団行動が平穏に秩序を重んじて表現の自由を行 使すべき本来の範囲を逸脱し、公共の安寧を阻害する非理性的行動に走る危険を防 止するために付されるのであり、この条件に違反することは集団行動の非理性化の 歯止めを排するものでそれ自体違法なものとされるべきであるから、条件違反の集団行動を指導することによつて本条例五条違反の罪は成立し、現実に公共の安寧に 対する具体的危険が発生することを要しないと解すべきである。これを必要とする 所論は、明文上の根拠に乏しいこと、集団行動の許否の基準を定める同条例三条一 項、集団行動の許可の取消、許可条件の変更の要件を定める同条三項、本条例違反 の集団行動に対する警察権限の発動についての要件を定める同四条の各規定が存在 することから、これらの場合と判断の場面を異にし、事後的に同五条違反の罪の成 否を判断する場合にも、前記各規定に定められるものと同じ基準、要件を犯罪構成 要件に含ませて考察しなければならない必然性はないこと、同三条一項但書によっ て条件が付与されるのは集団行動の非理性化による公共の安寧に対する侵害の危険 、一般公衆の利益が行き過ぎた表現の自由の行使によつて不当に侵害され ることに傾斜することを避けるためであること(もちろん付与される条件は必要と 認められる適法なものであることが前提である。)等からいつて、これを認めるこ とはできない。原判決のこの点の判断も結局当裁判所と同一結論であつて、論旨は 理由がない。

(二) 原判決挙示の証拠を検討してみるのに、これによつて認められる本件集団示威運動の経過、態様、とくに本件の集団示威運動においては、順行車線ーぱいにだ行進がしばしばくり返され、対向車線に進入することもあつたばかりではなく、時には警備の警察官らの規制を圧倒し、街並の歩道上にこれを押上げ、あり、は警備中の警察官を付近の工事現場の壁に押しつける等、歩道の通行はもとよい、付近住民の住居、営業等の平穏・安全をも侵害するおそれのある状況にあつたことから考察すると、被告人らの動機、目的がどのようなものであつたにせよ、平穏告人らの所為が本条例五条、三条一項但書三号によつて予想された可罰的な違法性を欠くものとは到底認められず、原判決には所論のような違法はなく、論旨は理由がない。

第三点について。

論旨は、要するに、被告人らの本件集団行動の目的は、単に政府に対し安保条約自動延長に反対することを求めたものではなく、被告人らの使用者である東京都に対しても安保条約を起因とする被告人ら水道労働者の労働条件改悪の阻止を求める目的があつたもので、被告人らの本件所為は正当な組合活動であるのに、原判決が被告人らの所為は使用者である東京都に向けられたものではなく、直接一般公衆の利益と衝突するおそれのある道路において行われたものであるから、刑事免責を与えられないとして、被告人らの罪責を認めたのは、事実を誤認し、労働組合法一条二項、刑法三五条の解釈適用を誤つたもので、これが判決に影響を及ぼすことが明らかであるというのである。

しかし原判決挙示の証拠によると、被告人らの本件集団示威運動の目的は、もつぱらいわゆる日米安保条約の自動延長反対の為めであつたと認められるのであつて、たとえそのことがひいて被告人らの所属するA労働組合員らの利害に関係するとしても、通常一般の市民が同一行動をとつた場合にもたらされる利害関係と何ら選ぶところはないのであつて、単なる政治活動以上に労働組合活動と認めるに足りず、かりに労働組合活動であつたとしても、公共の安寧を阻害する危険のある原判示の所為に出ている以上正当な労働組合活動とはいえず、いずれにしても違法性を阻却するものではなく、原判決も結論において同旨であり、所論のような違法はなく、論旨は理由がない。

よつて刑訴法三九七条一項、三八〇条により原判決を破棄し、同法四〇〇条但書 により、当裁判所において更に次のとおり判決する。

原判決が適法に確定した事実に法令を適用すると、被告人らの原判示の各所為はいずれも刑法六〇条、本条例五条、三条一項但書三号に該当するから、所定刑中罰金刑を選択し、その金額の範囲内で、諸般の情状を考慮し、被告人らを各罰金二万円に処し、右罰金を完納することができないときは刑法一八条により金一〇〇〇円

を一日に換算した期間その被告人を労役場に留置し、原審における訴訟費用は刑訴 法一八一条一項本文、一八二条により全部被告人らに連帯して負担させることと し、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 田原義衛 裁判官 吉澤潤三 裁判官 小泉祐康)